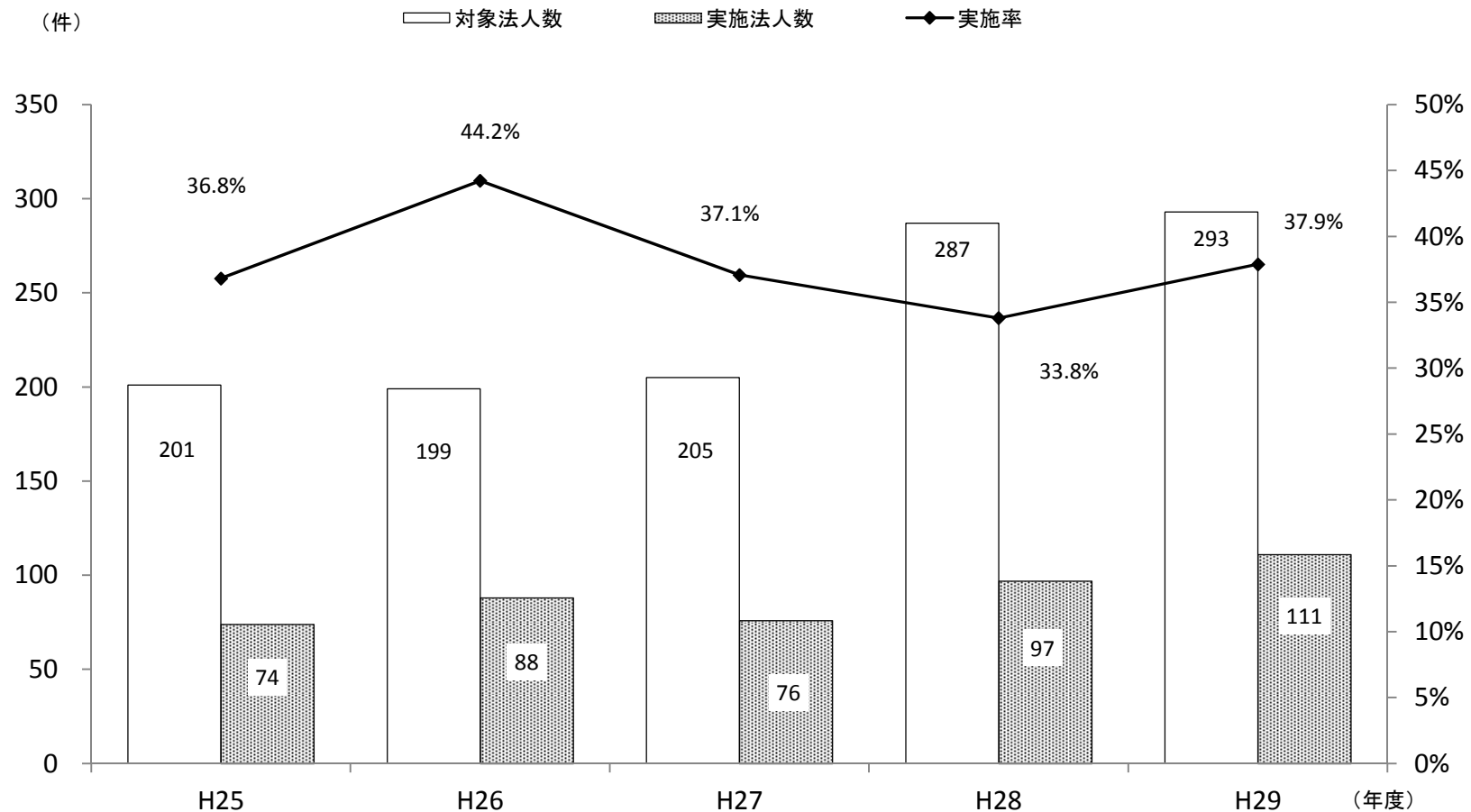


## 指導監査結果による新制度への対応状況

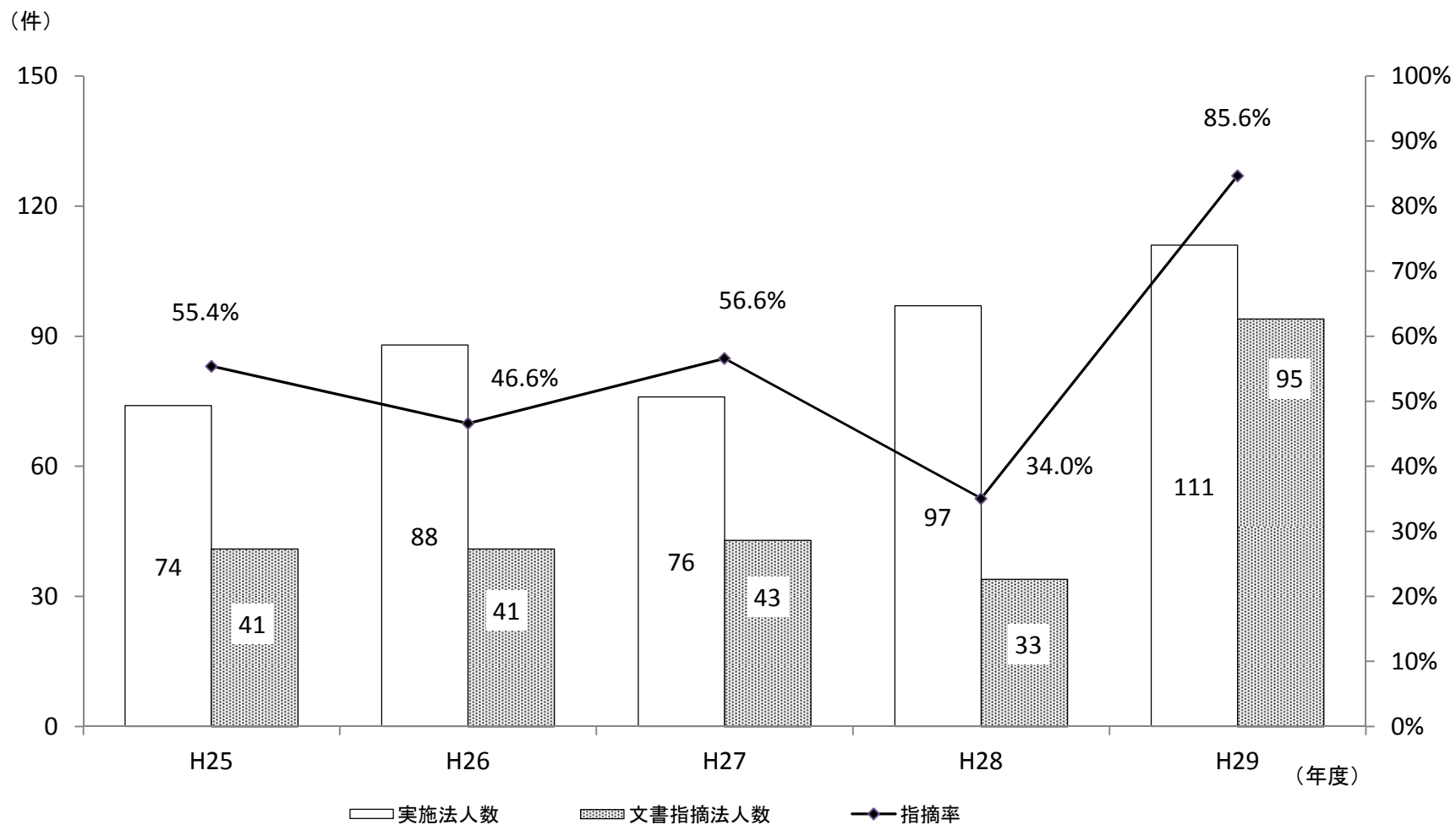
## 1 都による社会福祉法人に対する指導監査実施状況

- ・ 国の社会福祉法人指導監査実施要綱により、平成28年度までは原則2年に1回、29年度からは原則3年に1回実施することとされているが、実施率は30～40%で推移している。



## 2-1 都による社会福祉法人に対する文書指摘法人数

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査の文書指摘率は、概ね一定の割合で推移していたが、改正法施行の初年度である平成29年度は、85.6%となった。



※1 社会福祉協議会は除く

※2 H29は速報値

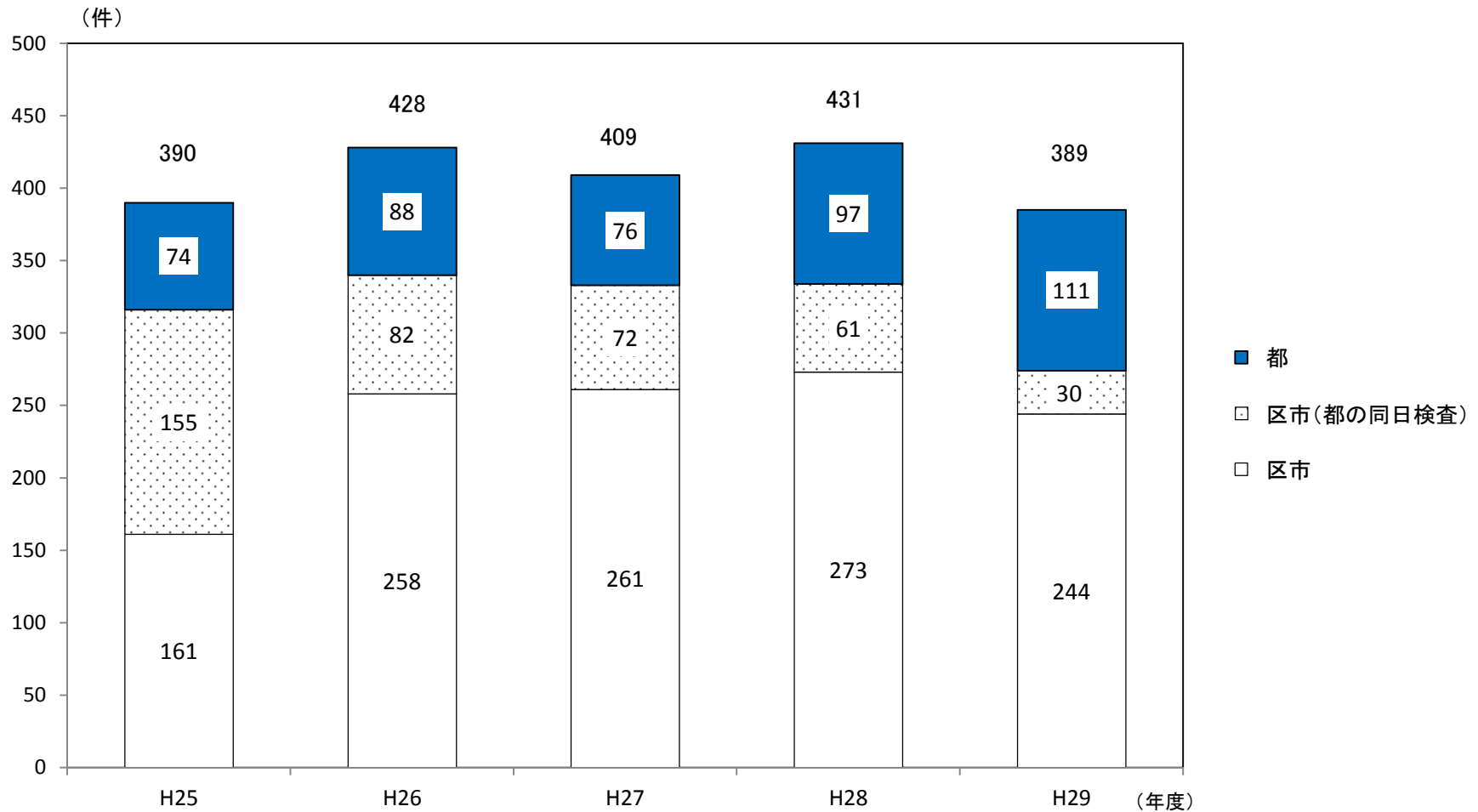
## 2-2 都による社会福祉法人への文書指摘の内訳（平成29年度指導監査実績・速報値）

- ・ 確認の不備、招集手続き等の手続面での不備が多数を占める。
- ・ 文書指摘数は増加しているが、文書指摘することで改善が期待できるものが大半である。

指摘法人数 (95法人中)	指摘内容
46法人	評議員、理事、監事の選任手続きにおいて、候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。
32法人	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。
30法人	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。
29法人	必要な情報が、インターネットで公表されていない。
24法人	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。
15法人	理事会の招集通知が省略された場合に、理事及び監事全員の同意が確認できない。
12法人	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。
12法人	理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない
10法人	定款に記載された内容と事実が異なる。
10法人	必要な書類等の備置きがされていない。

### 3 都内社会福祉法人に対する指導監査実施状況（都・区市の推移）

- ・ 区市は、権限移譲が行われた平成25年度から着実に検査を実施している。
- ・ また、都の施設検査と区市の法人検査の同日検査についても減少しており、区市による単独実施へ移行している。
- ・ 国が策定した社会福祉法人指導監査実施要綱では、法人監査の周期は、平成28年度までは2年に1回、平成29年からは3年に1回を基本としている。



※ H29は速報値

#### 4 新制度対応重要項目に関する平成29年度文書指摘状況

(都及び区市の合計・サービス活動収益規模別・速報値)

- ・ 法人の規模に関わらず、手続面での不備は多い傾向
- ・ 小規模法人は、さらに、会計分野での不備及びインターネット公表の不備が多い傾向

項目	監査事項	～1億円	1億～4億円	4億～10億円	10億～20億円	20億～30億円	30億円超
評議員の選任 <Ⅰ3(1)>	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	28.9%	28.3%	17.8%	15.6%	15.0%	12.0%
	2 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。	34.2%	47.0%	42.1%	37.5%	45.0%	48.0%
	3 評議員の数が、法令及び定款に定める員数となっているか。	2.6%	1.2%	0.9%	3.1%	5.0%	0.0%
評議員会の 招集・運営 <Ⅰ3(2)>	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	42.1%	43.4%	33.6%	37.5%	15.0%	28.0%
	2 決議が適正に行われているか。	52.6%	54.2%	42.1%	50.0%	30.0%	48.0%
	3 評議員会について、適正に記録の作成・保存を行っているか。	18.4%	23.5%	10.3%	12.5%	20.0%	12.0%
監事の職務・義務 <Ⅰ5(3)>	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	10.5%	10.8%	12.1%	6.3%	5.0%	8.0%
理事会の 審議状況 <Ⅰ6(1)>	2 理事会の決議が法令及び定款に定めるところにより行われているか。	57.9%	51.2%	52.3%	50.0%	45.0%	48.0%
報酬等支給基準 <Ⅰ8(1)～(3)>	(1)1～4 評議員・役員等の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	34.2%	29.5%	22.4%	40.6%	25.0%	36.0%
	(2)1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	39.5%	45.2%	46.7%	50.0%	25.0%	24.0%
	(3)1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	5.3%	7.8%	9.3%	15.6%	5.0%	8.0%
利益供与の禁止 <Ⅲ4(1)>	1 法人の関係者に対し、特別の利益供与を与えていないか。	0.0%	1.2%	0.9%	3.1%	0.0%	0.0%
社会福祉充実計画 <Ⅲ2(2)>	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	0.0%	1.2%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
情報の公表 <Ⅰ1等、Ⅲ2(3)>	○ 法令に従い必要な書類又は電磁的記録の備置きがされているか。	7.9%	11.4%	9.3%	12.5%	10.0%	4.0%
	1 法令に定める情報の公表を行っているか。	55.3%	45.2%	49.5%	21.9%	40.0%	24.0%
会計管理 <Ⅲ3(2)等>	1 経理規程を制定しているか。	47.4%	46.4%	23.4%	18.8%	5.0%	28.0%
	○ 契約について、 ① 理事長又は契約担当者以外の者が契約している。 ② 契約を適正な方法により行っていない。 ③ 契約書又は請書を適正に作成していない。	47.4%	51.2%	33.6%	34.4%	35.0%	28.0%

## 5 区市の社会福祉法人指導監査の状況（指導の内容・方法で悩んでいる事例）

### ○ 小規模法人（十分な体制が確保できていない法人）への指導方法

- ・ 事務を一名で担当、事務専従職員が不在等、十分な体制が確保できておらず、改善が困難又は改善の意思が希薄な法人への効果的な指導方法

### ○ ガイドラインを用いた統一的な判断

- ・ 違反が軽微と言えるかの判断
  - ・ 手続きや書類の一部に不備があった場合や、公開されている情報が古い等、全く実施していないとまでは言えない場合
  - ・ 法令等よりも厳格な手続きを定めた、法人の内部規程に違反した場合 等
- ・ 改善が見込まれると言えるかの判断
  - ⇒何を判断要素とし、どの程度考慮すべきか
  - （例）改善への着手の有無、過去の態様、法人の役員及び職員との会話
  - ・ 改善の意思は認められるが、理解が不十分と思われる場合 等

### ○ 法人の経営状況が悪化している等の問題を抱える法人への指導方法

- ・ 役員等による法人の私物化の疑いが見られた事例
  - （例）理事長が評議員選任・解任委員会の委員長として議事を運営している。
  - 理事長が経営する団体への、理事会決議を経ない目的不明の送金がある。
  - 役員等への過度な家賃補助等の特別な利益供与がある。
- ・ 事業の継続に問題が生じるおそれが発覚した事例
  - （例）施設の建替え資金が適切に積み立てられていない。
  - 法人の当期末支払資金残高が大幅に減少していた。
- ・ その他
  - （例）会計処理が証憑書類に基づいて行われていない。